

令和元年度 大阪府ハートフル企業顕彰 募集要項

大阪府は、障がい者雇用の一層の拡大をめざすため、障がい者雇用に関わる事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する事業主。以下「企業」という。）の特に優れた取組を表彰します。

このたび、「大阪府ハートフル企業顕彰」の表彰対象となる企業を募集します。

1 募集期間 : 令和元年6月14日（金）～同年7月12日（金）

2 応募要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 大阪府内に事務所または事業所を設置していること。

ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第6項に規定する特殊法人及び第44条第1項に規定する特例子会社で大阪府が出資する者は除く。

(2) 労働関係法規を遵守していること。

(3) 障がい者福祉関係法規を遵守していること。

(4) 暴力団員又は暴力団密接関係者と関与していないこと。

(5) 活動や取組が、以下のいずれかの表彰区分に該当すると認められること。

ア ハートフル企業大賞

障がい者の雇用の促進に貢献した功績が顕著である。

イ ハートフル企業チャレンジ応援賞

障がい者雇用の促進に関し先進的又は独自性に優れた取組を行っている。

ウ ハートフル企業教育貢献賞

障がいがある生徒の職場実習の受入れや雇用等、支援学校等に対して職業教育に関する貢献が著しい。

3 表彰数

(1) ハートフル企業大賞 1者

(2) ハートフル企業チャレンジ応援賞 2者以下

(3) ハートフル企業教育貢献賞 2者以下

4 スケジュール

募集開始 令和元年6月14日（金）

応募受付締切 令和元年7月12日（金） 17時

審査部会 令和元年7月～8月

審査結果通知 令和元年8月下旬～9月上旬

表彰式 令和元年9月18日（水）＜予定＞

障がい者雇用フォーラム 令和元年9月24日（火）

5 応募方法

応募用紙に必要事項を記載のうえ、添付書類とともに令和元年7月12日(金)(17時必着)までに、以下の事務局へ持参、郵送、ファクシミリ、またはE-mailにて提出してください。

◇提出書類

(1) 応募用紙

- ・「応募票1」～「応募票3」をすべてご提出ください。
なお、「応募票3」については、応募する表彰区分に応じて様式を選択し、必要事項をご記入願います。(複数応募可。)

- ・応募票の用紙は以下のいずれかの方法により入手してください。

ア 大阪府ホームページからダウンロードしてください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/heartfull-kensyo/heartful_r1.html

イ 事務局へ請求してください。(平日9時30分～17時30分)

(2) 添付用紙

- ・会社・団体概要がわかる資料(パンフレット等)
- ・「応募票2 障がい者の雇用状況や実習の受入れ状況等」や「応募票3 具体的な取組状況」に記載した内容の詳細がわかる資料

<事務局>

大阪府商工労働部雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階

電話 06-6360-9077

FAX 06-6360-9079

E-mail shugyosokushi-n-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

6 評価の方法

以下の選定基準に基づき、外部委員で構成する「大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会障がい者雇用貢献企業顕彰審査部会」による評価等を踏まえ、知事が各賞の被表彰者を決定する。

(1) ハートフル企業大賞

- ①「定量的評価項目」の合計点数の上位5者を選定。
- ②上記5者について、「定性的評価の視点」を総合的に評価して順位を付け、順位に応じて配点(個々の取組ごとの評価は行わない。)

<配点>

1位…30点、2位…20点、3位…15点、4位…10点、5位…5点

- ③「定量的評価」と「定性的評価」の合計点で、受賞候補企業及び次点企業を決定。

(2) ハートフル企業チャレンジ応援賞

- ①「定量的評価項目」の合計点数の上位5者を選定。
- ②上記5者について、「定性的評価の視点」を総合的に評価して順位を付け、順位に応じて配点（個々の取組ごとの評価は行わない。）。

<配点>

1位…70点、2位…45点、3位…35点、4位…20点、5位…10点

- ③「定量的評価」と「定性的評価」の合計点で、受賞候補企業及び次点企業を決定。

(3) ハートフル企業教育貢献賞

- ①「定量的評価項目」の合計点数の上位5者を選定。
- ②上記5者について、「定性的評価の視点」を総合的に評価して順位を付け、順位に応じて配点（個々の取組ごとの評価は行わない。）。

<配点>

1位…30点、2位…20点、3位…15点、4位…10点、5位…5点

- ③「定量的評価」と「定性的評価」の合計点で、受賞候補企業及び次点企業を決定。

【評価基準】

◇ハートフル企業大賞（表彰数：1者）

評価項目	定量的評価（主なもの）	定性的評価の視点（主なもの）
雇用状況・地域への貢献状況 （100点）	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成30年6月1日現在」の障がい者雇用数 ・「令和元年5月31日現在」の障がい者平均雇用継続期間 ・「平成30年4月1日から同31年3月31日」の障がい者の職場実習や障がい者雇用関連機関等の見学の受入れ数 ・障がい者の就労施設への発注・物品購入状況 <p style="text-align: right;">（70点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の整備 ・作業環境面の整備 ・業務管理面の整備 ・人的サポート体制等 ・関係機関との連携状況 ・地域社会への貢献に資する取組 <p style="text-align: right;">（30点）</p>

◇ハートフル企業チャレンジ応援賞（表彰数：2者以下）

評価項目	定量的評価	定性的評価の視点（主なもの）
障がい者雇用に関する独自の取組状況 （100点）	<ul style="list-style-type: none"> ・大賞と同じ項目を評価し、その点数に30/70を乗じて得た点とする（小数点以下は四捨五入）。 <p style="text-align: right;">（30点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方の採用にかかる取組（受入れ環境整備にかかる取組） ・障がいのある従業員の職場定着にかかる取組（サポート体制や業務管理他） ・障がいのある従業員のキャリアアップ（能力開発）にかかる取組 ・障がい特性の理解の促進や地域コミュニティとの連携などの取組 <p style="text-align: right;">（70点）</p>

◇ハートフル企業教育貢献賞（表彰数：2者以下）

- ・支援学校等とは、支援学校、高等支援学校、知的障がい生徒自立支援コースや共生推進教室のある学校をいう。

評価項目	定量的評価項目（主なもの）	定性的評価の視点（主なもの）
職業教育への貢献状況 （100点）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある生徒（支援学校等の生徒）の職場実習受入れ数 ・支援学校等生徒の職場実習受入れのべ日数 （70点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援学校等の生徒の職場実習受入れ方法 ・校内作業実習に対する支援方法 ・卒業生の採用や職場定着に向けた支援学校等との連携状況 （30点）

※障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定の適用によりその雇用する労働者が法44条第1項に規定する親事業主、法45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法45条の3第1項に規定する特定組合等のみが雇用する労働者とみなされる事業主（以下「特例子会社等」という。）については、「障がい者雇用状況」に関する評価項目の配点は特例子会社等以外の応募者の平均点（小数点以下四捨五入）とする。

7 留意事項

- 「応募票2」の「7 府施策への貢献」の「③大阪府障がい者サポートカンパニー制度への登録状況」の実績欄のうち、「申請中」とは、令和元年7月5日（金）までに登録申請書を提出した場合に限ります。
参考：<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushi/en/syougai-syasapo-tokan.html>
- 応募いただいた内容等について、必要に応じて、ヒアリング等による内容の確認や資料の追加送付等をお願いすることがあります。
- 提出資料、写真等は返却しませんので、ご了承ください。
- ご提出いただいた書類等に含まれる個人情報の取扱については、大阪府個人情報保護条例及び大阪府情報公開条例を遵守します。
- ご応募いただいた企業名や活動内容等を新聞、雑誌、インターネット等で公表する場合があります。
- 広報物作成における協力（写真・ロゴマーク等の提供、原稿の確認等）をお願いする場合があります。
- 取組事例の発表等、セミナーにおける協力（講師派遣、発表資料作成等）をお願いする場合があります。
- 表彰企業に選ばれた場合は、必ずどなたかに表彰式（令和元年9月18日（水）、予定）にご出席いただきます。
- 表彰式は公開で実施します。
- 表彰式で撮影された写真や動画、取組内容について、広報等で活用させていただくことがあります。
- 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者のいずれかに該当する場合は応募できません。（該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求めた場合は、速やかにご提出ください。）
- 表彰内定から表彰式の間、又は表彰後に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分を受けた場合、もしくは下記のような事実が認められた場合、表彰を取り消すことがあります。
 - ・ 応募内容に関わる虚偽・不正が発覚した場合
 - ・ 応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合
 - ・ その他、事務局が必要と認めた場合
- 審査に関する問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てについては、一切お受けできません。

定量的評価項目と配点

【大賞の評価項目：計70点】

「1 障がい者雇用状況」関係 《20点》

平成30年6月1日現在の障がい者雇用数について、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第43条第1項に規定する法定雇用障がい者数（以下「法定雇用障がい者数」という。）の超過数に応じて評価する。

	法定雇用障がい者数超過数（人）	配点
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5 ~	5

平成30年6月1日現在の障がい者実雇用率について、法第43条第1項に規定する障がい者雇用率を超過する率に応じて評価する。

	実雇用率（％）	配点
1	2. 2 1 ~ 2. 7 5	1
2	2. 7 6 ~ 3. 3 0	2
3	3. 3 1 ~ 3. 8 5	3
4	3. 8 6 ~ 4. 4 0	4
5	4. 4 1 ~	5

障がい者雇用数のうち、重度障がい者が占める割合に応じて評価する。

	重度障がい者の割合（％）	配点
1	1 ~ 1 0	2
2	1 1 ~ 2 0	4
3	2 1 ~ 3 0	6
4	3 1 ~ 4 0	8
5	4 1 ~	1 0

※小数点以下
四捨五入

※1 重度障がい者：重度身体障害者（法第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。）、知的障害者（同条第四号に規定する知的障害者をいう。）又は精神障害者（障害者雇用促進法第三十七条第二項に規定する精神障害者をいう。）とする。

※2 ※1は、障害者優先調達推進法に規定する重度障がい者多数雇用事業所の定義を参考としたものである。

（注）特例子会社等については、上記評価項目の配点を特例子会社等以外の応募者の平均点（小数点以下四捨五入）とする。

「2 障がい者の職場定着状況」関係 《10点》

令和元年5月31日現在の障がい者の平均雇用継続期間に応じて評価する。

	平均継続期間	配点
1	6か月 ～ 1年未満	2
2	1年 ～ 1年6か月未満	4
3	1年6か月 ～ 2年未満	6
4	2年 ～ 2年6か月未満	8
5	2年6か月 ～	10

「3 雇用条件」関係 《5点》

賃金の支払い額が最低賃金を上回っているかどうかで評価する。

	賃金の支払い額	配点
1	最低賃金を超えている	5

「4 職場実習・見学の受入れ状況」関係 《10点》

「平成30年4月1日～同31年3月31日」の期間の受入れ人数に応じて評価する。

□「①障がいのある人の職場実習の受入れ人数」

※職場：大阪府内に設置されている事務所・事業所

	受入れ数（人）	配点
1	1 ～ 3	1
2	4 ～ 6	2
3	7 ～ 9	3
4	10 ～ 12	4
5	13 ～	5

□「②府内の障がい者の就労施設・支援学校等の職員の見学・実習・研修の受入れ人数」

	受入れ数（人）	配点
1	1 ～ 3	1
2	4 ～ 6	2
3	7 ～ 9	3
4	10 ～ 12	4
5	13 ～	5

「6 地域への貢献状況」関係 《5点》

「平成30年4月1日～同31年3月31日」の期間の状況について評価する。

□「府内の障がい者就労施設への発注・物品購入額」

	発注等実績（円）	配点
1	1 ～ 10万未満	1
2	10万 ～ 20万未満	2
3	20万 ～ 30万未満	3
4	30万 ～ 40万未満	4
5	40万 ～	5

「7 府施策への貢献状況」関係 《20点》

□「①大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業の協力事業所登録」

令和元年5月31日現在の登録状況に応じて評価する。

	登録状況	配点
1	有	5

□「②大阪府及び府内市町村主催の研修会等への講師派遣」

「平成30年4月1日～令和元年5月31日」の期間の状況について評価する。

	実績状況	配点
1	有	5

□「③障がい者サポートカンパニー制度への登録」

募集締切日時点の登録状況に応じて評価する。

	登録状況	配点
1	登録済（一般登録）	5
2	登録済（優良登録）	10

定量的評価項目

【チャレンジ応援賞の評価項目：計30点】

「大賞」と同様の評価項目で配点し、その合計に30/70を乗じた点数とする。
ただし、小数点以下は四捨五入。

定量的評価項目

【教育貢献賞の評価項目：計70点】

「5 府内の支援学校等への貢献状況」関係 《55点》

- 支援学校等とは、支援学校、高等支援学校、知的障がい生徒自立支援コースや共生推進教室のある学校をいう。
- 「平成30年4月1日～同31年3月31日」の期間の状況について評価する。

□「①支援学校等の職場実習の受入れ校数」

受入れ学校数に応じて評価する。

	受入れ学校数（校）	配点
1	1	3
2	2	6
3	3 ～	10

□「②障がいのある生徒の職場実習の受入れ人数」

受入れ人数に応じて評価する。

	受入れ数（人）	配点
1	1	3
2	2	6
3	3	9
4	4	12
5	5 ～	15

□「③障がいのある生徒の受入れのべ日数」

受入れ日数に応じて評価する。

	受入れ日数（日）	配点
1	1 ～ 3未満	2
2	3 ～ 6未満	4
3	6 ～ 9未満	6
4	9 ～ 12未満	8
5	12 ～	10

それぞれ「有」について評価する。

□「④支援学校等への訪問」

	該当の有無	配点
1	有	10

□「⑤校内作業実習に係る助言や材料、備品等の提供」

	該当の有無	配点
1	有	10

<大賞・チャレンジ応援賞と共通項目>

「4 職場実習・見学の受入れ状況」関係 《5点》

「平成30年4月1日～同31年3月31日」の期間の受入れ人数に応じて評価する。

□「②府内の障がい者の就労施設・支援学校等の職員の見学・実習・研修の受入れ人数」

	受入れ数（人）	配点
1	1 ～ 3	1
2	4 ～ 6	2
3	7 ～ 9	3
4	10 ～ 12	4
5	13 ～	5

「7 府施策への貢献状況」関係 《10点》

□「③障がい者サポートカンパニー制度への登録」

募集締切日時点の登録状況に応じて評価する。

	登録状況	配点
1	登録済（一般登録）	5
2	登録済（優良登録）	10